

宝塚市企業活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内既存企業の事業拡張及び市内における新たな企業立地に対し支援措置を講ずることにより、産業基盤の強化、発展及び市民雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定事業者 別表第1に掲げる事業のいずれかを行う者をいう。
- (2) 特定地域 特定事業者が事業を行う地域で、別表第1に規定する地域をいう。
- (3) 事業所等 同条第1号の事業の用に供する工場、研究施設、その他の事業所をいう。
- (4) 新設 市内に事業所等を有しない特定事業者が特定地域に新たに事業所等を設置し、又は現に市内に事業所等を有する特定事業者が、事業拡張等を目的として、既存の事業所等とは別に市内に事業所等を新設若しくは購入により設置することをいう。
- (5) 増設 現に市内に事業所等を有する特定事業者が、事業拡張等を目的として、事業所等の増築又は建替をすることをいう。
- (6) 移設 現に市内に事業所等を有する特定事業者が、事業拡張等を目的として、既存の事業所等を市内の他の場所に移転することをいう。
- (7) 企業立地 市内の特定地域において、事業所等の新設、増設若しくは移設をし、又は事業所等を賃借により設けることをいう。ただし、資材置場、駐車場その他の事業所等の付帯設備のみを設置する場合を除く。
- (8) 設備投資 現に市内に事業所等を有する特定事業者が、事業を拡張又は改善することを目的として、償却資産のうち法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1項第1号、第2号、第3号、第6号（車両を除く）、第7号に規定するものを新設または増設することをいう。
- (9) 投下固定資産総額 企業立地又は設備投資に要する費用のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋（居住の用に供する部分を除く。）及び償却資産の取得価格の合計額をいう。
- (10) 新規雇用従業員 企業立地又は設備投資のために雇用する従業員で、第6条第1項の申請日（以下「計画申請日」という。）に市内に1年以上居住している者で、企業立地及び設備投資に伴い、計画申請日から対象事業を開始する日までの間に、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として、労働契約により新たに雇用された者をいう。

(便宜の供与)

第3条 市長は、特定事業者に対し、次に掲げる便宜を供与することができる。

- (1) 事業所等の新設等に必要な情報及び資料の提供
- (2) 従業員の確保に関する協力

(3) その他市長が必要と認める事項

(奨励措置)

第4条 市長は、予算の範囲内において、企業立地又は設備投資を行う特定事業者に対し、奨励措置として次の各号に掲げる奨励金等（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

(1) 企業活動促進奨励金

(2) 事業所等賃料補助金

(3) 雇用促進奨励金

2 前項各号に規定する奨励金の額及び奨励金の交付を受けることができる期間は、別表第2のとおりとする。

(奨励措置を受けることができる特定事業者の要件)

第5条 特定事業者は、次の各号の要件をいずれも満たす場合には、前条に定める奨励措置を受けることができる。

(1) 企業立地又は設備投資のために、新設、増設、移設、賃借により投資する土地（第6条第1項の申請をした日の10年前の日以降に取得したものに限る。）、家屋及び償却資産（第6条第1項の申請をした日以降に取得するものに限る。）の投下固定資産総額が1億円以上（特定事業者が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する中小企業者をいう。）である場合にあっては1,500万円以上）であること。但し、G情報通信業の事業を行う者については、土地、家屋及び償却資産（第6条第1項の申請をした日以降に取得するもの）の投下固定資産総額が200万円以上とする。

(2) 特定事業者は、次のア、イ又はウに定める日までに操業を開始することとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、当該期限を延長することができる。

ア 計画申請日以降に土地を購入又は賃借し、かつ、事業所等の新築、増築又は移築工事に着手する場合は、第6条第2項による認定がなされた日（以下「認定日」という。）から3年を経過した日

イ 計画申請日以降に、事業所等の新築、増築又は移築工事に着手する場合（前号の場合を除く。）及び計画申請日以降に賃借する貸事業所の新築工事が着手される場合は、認定日から2年を経過した日

ウ 前各項に定める場合以外の場合 認定日から1年を経過した日

(3) 当該企業立地又は設備投資に係る事業の実施について関係法令等を遵守するとともに、公害の発生防止のため必要な措置を講じていること。

(4) 国税及び市税を滞納していないこと。

(認定の申請)

第6条 第4条に規定する奨励措置を受けようとする特定事業者は、企業立地又は設備投資に係る計画書（（以下「企業活動等計画書」という。）を作成し、企業活動支援事業認定申請書に係る書類を添えて着手前の30日前までに市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、市長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 市長は、前項の規定による申請の内容が前条及び次の各号のいずれにも適合するものであると認める場合において、内容を審査の上認定の可否を決定し、その旨を当該申請した者（以下「認定事業者」という。）に通知する。

- (1) 地域経済の発展に寄与するものであること。
- (2) 特定事業者の経営状況に照らして適切であること。
- (3) 事業に必要な届出又は許認可等を取得していること。
- (4) 公序良俗に反しないものであること。

3 市長は、前項の申請の内容審査にあたり、学識経験者又は商工関係団体に対し諮問することができる。

（認定事業計画の変更）

第7条 前条の規定により認定を受けた認定事業者は、当該認定計画の内容を変更しようとするときは、市長に申請して、認定を受けなければならない。

2 市長は、認定事業者からの前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その旨を申請者に通知するものとする。

（地位の継承）

第8条 相続、営業譲渡、合併、分割等の事由により第6条第1項の認定に係る企業立地又は対象事業を継承する者は、当該企業立地又は対象事業が継続される場合に限り、市長の承認を得て、認定事業者の地位を継承することができる。

2 前項の規定による地位を継承しようとするものは、継承の日の30日前までに、認定事業者地位継承承認申請を市長に提出しなければならない。

3 市長は、認定事業者の地位継承の可否を申請者に通知するものとする。

（認定事業者の責務）

第9条 認定事業に係る事業所等において従業員を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するように努めるとともに、地域社会の構成員として参画及び協働の理念に基づき、その発展に協力するように努めなければならない。

2 市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けるよう努めなければならない。

3 認定事業を開始した日以後10年間以上、当該認定事業を継続するように努めなければならない。

（奨励金の交付の申請）

第10条 第4条に規定する奨励措置を受けようとする認定事業者は、次の各号に定めるところにより、市長に交付の申請をしなければならない。

- (1) 企業活動促進奨励金の交付を受けようとする場合、賦課された年度の固定資産税及び都市計画税を完納してから30日以内に完納した奨励対象市税の領収書を添付のうえ、企業活動支援事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。
- (2) 事業所等賃料補助金を受けようとする場合、賃貸借契約日後30日以内に賃貸借契約書を添付のうえ、企業活動支援事業補助金交付申請書を提出しなければならない。
- (3) 雇用促進奨励金を受けようとする場合、操業開始後6ヶ月を経過した日か

ら30日以内に、雇用証明書及び企業活動支援事業補助金交付申請書を提出しなければならない。

（奨励金の交付の決定）

第11条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、交付の可否を決定し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認められるときは、前項の交付決定に際し、条件を付することができる。

（交付申請の内容の変更）

第12条 前条の規定により交付決定を受けた認定事業者は、前条の規定による申請の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、内容を審査し、通知するものとする。

（事業実績報告）

第13条 認定事業者は、その奨励金に係る事業実績について、当該年度終了後、速やかに、実績報告書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（奨励金の確定等）

第14条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金に係る事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、その結果を補助金の確定通知書により認定事業者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により確定通知を受けた認定事業者の決算終了後、速やかに決算報告書の写しを提出させ、当該報告書に係る事業内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか確認を行うものとする。

（奨励金の請求）

第15条 前条第1項の規定により確定通知を受けた認定事業者は、市長に当該奨励金の請求を行うものとする。

（届出）

第16条 認定事業者は次に掲げるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 企業立地に係る工事に着手したとき。
- (2) 対象事業を開始したとき。
- (3) 対象事業の全部若しくは一部を休止し、中止し又は廃止しようとするとき。

（認定の取消し等）

第17条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、企業活動等計画の認定を取り消し、又は奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第5条に規定する認定の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第11条に規定する交付決定の要件に該当しなくなったとき及び交付に付

された条件に違反したとき。

- (3) 操業の休止、中止、廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。
- (4) 事業所等をその事業以外の用途に供したとき。
- (5) 偽りその他不正行為により奨励措置を受けようとし、又は受けたとき。
- (6) 賦課された市税の未納があるとき。
- (7) この要綱に違反する行為があったとき。
- (8) その他市長が奨励措置を講ずることが不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は奨励金の全部又は一部を取り消したときは、認定事業者には通知するものとする。

(調査)

第18条 市長は、この要綱による事務の適正を期するため、認定事業者には、その奨励金に係る事業内容について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をその事業所等に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 認定事業者は、前第1項の規定による立入調査に協力するものとする。

(様式)

第19条 この要綱に規定する企業活動支援事業認定申請書等の様式は、別に市長が定める。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。

(要綱の失効に伴う経過措置)

3 失効日以前に第6条第1項の規定により認定事業者として認定されたものについては、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、失効日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に補助金の申請を行っている者に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際現に補助金の申請を行っている者に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）の施行の日（平成 31 年 4 月 30 日）の翌日から施行する。